

【労働保険】 保険料申告手続きの説明会を開催します！

小規模事業者向け

労働保険料の愛知労働局への申告にあたり、事業主の皆様には、賃金総額や元請工事金額に基づき毎年4-7月に申告書類を作成し、官公庁や労働保険事務組合への提出することが法律で義務付けられています。

この書類作成に不安のある経営者・担当者の皆さまを対象に、社会保険労務士がポイントを分かりやすく解説します。初めて年度更新手続きをされる方や、記入方法にお困りの方は、必ずご出席くださいますようご案内方々お願い申し上げます。

日時 2026年2月13日(金) 14:00～16:30

場所 名古屋商工会議所 5階 会議室A
(名古屋市中区栄2-10-19)



講 師：あさ社労士事務所
代表 社会保険労務士 浅野 真理子氏

平成8年(1996年)社会保険労務士事務所開業。
社会保険・雇用保険・労災保険手続き、賃金、労務管理など従業員の雇用に関することについて、小規模な事業所を中心に顧問としてサポート。
社会保険労務士会、愛知県社会保険協会、その他公益団体等にて
年金、社会保険、労働保険などについて経営者や担当者向け講習の講師を多数経験。

対 象：経営者、総務・人事ご担当者様

内 容：第一部 14:00～14:45 【対象：非建設業】
第二部 15:30～16:30 【対象：建設業】
・労働保険とは（労働保険の種類）
・年度更新の仕組み（算定、納付方法など）
・「労働保険料等算定基礎賃金等の報告」の記入方法、注意点
(各40名) ・「一括有期事業総括表・報告書」の記入方法、注意点

★電卓と筆記用具をご持参ください。

申 込：右の二次元コード又は名商HP内「イベント・セミナー情報」
からお申込ください。2月6日(金)申込締切！
<https://answer.cci.nagoya/kaiin/?code=63275688>

